第１号様式（その１）（第６条、第９条関係）

　　　　　　　　公契約に係る労働環境報告書（工事又は製造の請負契約）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　郡山市長

|  |  |
| --- | --- |
|  | 契約番号・工事名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者・連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 下請 | 下請等工事名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者・連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

郡山市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守

し、下記事項について、事実と相違ありません。

なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに郡山市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

１　労働条件等に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　区分　 | 　　　　　　　　　　　　　項　　目　　　　　　　　　　　　　 | 　確認欄　 |
| 労働条件 | 就業規則、労働契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。 | はい・いいえ |
| 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（いわゆる36協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合も届け出ていますか。 | はい・いいえ |
| 就業規則を労働基準監督署に届け出ていますか。また、労働者に周知していますか。（※常時10人以上の労働者を使用する場合に限る。） | はい・いいえ |
| 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。 | はい・いいえ |
| 労働時間 | 労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録していますか。 | はい・いいえ |
| 休日及び年次有給休暇を適切に付与していますか。 | はい・いいえ |
| 安全衛生 | 事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策状況は適正ですか。 | はい・いいえ |
| 労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。 | はい・いいえ |
| 安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。 | はい・いいえ |
| 各　　種保険等 | 労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の手続を適正に行っていますか。 | はい・いいえ |
| 建設業退職金共済制度又はこれに類似する退職金制度への加入等の手続を適正に行っていますか。 | はい・いいえ |
| 法定帳簿の整備 | 法定３帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。 | はい・いいえ |

※　確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「／」を記入してください。

２　賃金に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　区分　 | 　　　　　　　　　　　　　項　　目　　　　　　　　　　　　　 | 　確認欄　 |
| 賃　　金 | 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月１回以上、一定期日を定めて支払っていますか。 | はい・いいえ |
| 時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。 | はい・いいえ |
| 適正な計算により賃金台帳を整備し、当該賃金台帳のとおり支払が行われていますか。 | はい・いいえ |
| 当該契約における工事又は製造の請負に従事する労働者の職種別の最低労働賃金単価はいくらですか。 | 下表に記載 |

※　確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「／」を記入してください。

３　職種別最低労働賃金単価　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　職　種　　　 | 　　　工　種　　　 | 最低労働賃金単価（１時間当たり）※国土交通省が決定する公共工事設計労務単価を比較の対象とします。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

備考

１　労働者の範囲

　　(1) 本契約における工事又は製造請負に従事する全ての労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当するものを対象とします。

　　(2) 雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、当該工事等に従事する者について記入してください。

　　(3) 次に掲げる労働者は、対象に含みません。

　　　ア　労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）

　　　イ　同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者

２　最低労働賃金単価

　　該当する職種ごとに、最も低い賃金単価を記入します。

３　最も低い賃金単価（最低労働賃金単価）は、時給で記入してください。計算方法は次のとおりです。

　①基本給等

　②諸手当等

　③賞与（ボーナス等）

　④実物給与（食事の支給等）

　　(①＋②＋③＋④)　÷　１月の所定労働日数　÷　１日の所定労働時間